

平成 29 年度決算科目の説明

「資金収支計算書」の収入の部

- ① 学生生徒等納付金収入
授業料収入・入学金収入・施設設備資金収入等。
- ② 手数料収入
入学検定料収入・証明手数料収入他。
- ③ 寄付金収入
卒業生からの一般寄付金（高校、専門学校）。
- ④ 補助金収入
国庫補助金収入（短大、高校）、埼玉県補助金収入（高校、専門学校）、市町村補助金収入（越谷市）（高校、専門学校）。
- ⑤ 付随事業・収益事業収入
補助活動収入（専門学校通信課程の授業料他）・受託事業収入（短大の埼玉県委託訓練生受入れの受託料）。
- ⑥ 受取利息・配当金収入
その他資産運用収入（保険積立金の年間増加額）
- ⑦ 雑収入
施設設備利用料収入・私立大学退職金財団交付金収入・私学退職金団体交付金収入・その他の雑収入（コピー代他）。
- ⑧ 前受金収入
入学予定者、在校生等からの 30 年度の授業料等の収入。（その額は、30 年度期首に学生生徒等納付金収入へ振替。）
- ⑨ その他の収入
退職給与引当特定資産取崩収入・前期末未収入金収入・預り金受入収入（高校の就学支援金、高校・専門学校の修学旅行費等）他。

「資金収支計算書」の支出の部

- ① 人件費支出
教員・職員等の人件費及び退職金支出。
- ② 教育研究経費支出
教育研究活動に関わる経費。
- ③ 管理経費支出
管理業務に関わる経費。
- ④ 借入金等利息支出
都市銀行等からの借入金利息の支払額。
- ⑤ 借入金等返済支出
都市銀行への長期借入金の返済額。
- ⑥ 施設関係支出
建設仮勘定支出（高校の 3 号館改修工事等）。
- ⑦ 設備関係支出
教育研究用機器備品支出・管理用機器備品支出・図書支出。
- ⑧ 資産運用支出
退職給与引当特定預金への繰入支出他。
- ⑨ その他の支出
前期末未払金支払支出・預り金支払支出（高校の就学支援金、高校・専門学校の修学旅行費の支払等）他。

「事業活動収支計算書」

〈教育活動収支の事業活動収入の部〉

- ① 学生生徒等納付金
資金収支計算書と同一額。
- ② 手数料
資金収支計算書と同一額。
- ③ 寄付金
資金収支計算書と同一額に現物寄付（短大卒業生からの図書）を加算。
- ④ 経常費等補助金
国庫補助金（短大、高校）、埼玉県補助金収入（高校、専門学校）、市町村補助金収入（越谷市）（高校、専門学校）。
- ⑤ 付随事業収入
資金収支計算書の付随事業・収益事業収入と同一額。
- ⑥ 雑収入
資金収支計算書と同一額。

〈教育活動収支の事業活動支出の部〉

- ① 人件費
資金収支計算書と同一額に退職給与引当金繰入額等を加減したもの。
- ② 教育研究経費
資金収支計算書と同一額に減価償却額の金額を加算。
- ③ 管理経費
資金収支計算書と同一額に減価償却額、販売用品からの振替額を加算。
- ④ 徴収不能額等
徴収不能引当金繰入額（将来徴収が不可能と思われる授業料等の引当額）。

〈教育活動外収支の事業活動収入の部〉

- ① 受取利息・配当金
その他資産運用収入（払い済み生命保険の年間増加額）。

〈教育活動外収支の事業活動支出の部〉

- ① 借入金等利息
都市銀行等からの借入金利息の支払額。

〈特別収支の事業活動収入の部〉

- ① その他の特別収入
施設設備補助金（高校）。

〈特別収支の事業活動支出の部〉

- ① 資産処分差額
施設処分差額、設備処分差額（資産処分による除却損）。

〈基本金組入額〉

第4号基本金への組入額。

〈基本金取崩額〉

第1号基本金の取崩額（施設・設備の取崩額等）。

学校法人会計の特徴と企業会計との違いについて

1. 学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計の一番大きな違いは、その事業目的です。

企業が利益の追求を目的としているのに対し、学校法人は教育研究活動を目的としています。

その為に、学校法人会計は学校経営における教育研究活動の健全性の程度を財務面から、安定的、継続的に行われているか明らかにすることが目的です。企業会計は、営利目的の事業活動の成果と財政状態を知ることによって、より高い収益性と安全性を図ることを目的としています。

2. 計算書類の違い

学校法人会計の計算書類は資金収支計算書・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表。

企業会計の決算書はキャッシュフロー計算書・損益計算書・貸借対照表。

(1) 資金収支計算書

学校法人会計の資金収支計算書は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応する、全ての収入と支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにしたものです。

収入の部の前年度繰越支払資金（＝前年度末現金預金残高）と支出の部の翌年度繰越支払資金（＝本年度末現金預金残高）の比較で、当該会計年度の資金の増減額が判明します。

(2) 活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、平成 27 年度から適用される新基準によって追加された計算書で、企業会計におけるキャッシュフロー計算書にあたります。このキャッシュフロー計算書は資金の収支を営業活動・投資活動・財務活動に区分して表示しますが、学校会計の活動区分資金収支計算書では、収入・支出ごとに一覧表示されている「資金収支計算書」を、活動区分（教育活動・施設整備等活動・資金調達その他前記二つの活動以外の活動）ごとに組み替えることにより、現金預金の流れをより分かりやすく把握・説明するために作成され、近年の設備投資の高度化・財務活動の多様化に対応できるよう取り入れられました。

(3) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容と基本金組入後の均衡の状態を明らかにし、学校法人の経営状況が健全であるかを示すもので、いわば企業会計の損益計算書にあたるものです。収入と支出の内容及び収支の均衡を明らかにし、学校法人の経営状況を確認することができます。

企業会計の損益計算書は、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを「営業損益」と「営業外損益」に区分して、「経常損益」を計算し、これに「特別損益に属するもの」を加減して「当期純利益（損失）」を表示しています。

学校法人会計の事業活動収支計算書は、毎会計年度、当該会計年度の「教育活動収支」、「教育活動外の経常的な収支」、「特別収支」に区分し、かつ、それぞれに対応する「事業活動収入」と「事業活動支出」の内容を明らかにするとともに、当該年度の基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応するすべての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行うものです。

事業活動収支の計算は、「教育活動収支」等の活動ごとの事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、基本金組入前当年度収支差額を計算したうえで、その差額から基本金組入額を控除し当年度収支差額を算出します。

学校法人会計では、なぜ、最終段階で基本金組入れをして、わざわざ利益を減額させる処理をするのか、また、基本金組入前当年度収支差額が支出超過となって利益がないにもかかわらず、更に収支を悪化させる基本金組入れを行うこととするのか。前者においては、利益を内部留保資金として隠しているのではないかと、後者においては、業績が支出超過に転落しているにもかかわらず設備投資を行うという矛盾した状況になっているのではないかと指摘を受けるかもしれません。

この疑問は、上記「1」で説明した事業目的が異なるからで、企業は利益の追求を目的とし、学校法人は公共性の高い教育の提供を継続して、教育研究活動を実施することを目的としています。

企業が業績悪化の理由で設備投資を見送らざるを得ない状況に陥ったとしても、学校法人の場合は設備投資を見送ることはできません。

それは、最新の良質な教育研究を提供できているか否かこそが学校法人の存在意義だからです。その教育活動により社会に貢献できる人材を継続して育成することが求められています。

ただ、業績不振を気にせず設備投資を行って良いという訳ではなく、計画性をもって実施することが必要です。

(4) 貸借対照表

学校法人は年度末の資産、負債、純資産の残高を示して、学校法人の財政状態を表す貸借対照表を作成します。企業会計で作成するものとほぼ同じ構造です。

学校法人会計と企業会計との貸借対照表の違い

① 配列方法の違い

学校法人会計：固定資産から配列される「固定性配列法」

企業会計：流動資産から配列される「流動性配列法」

② 資産と負債の差額表示部分の違い

学校法人会計：「資産－負債＝純資産」で資本という概念はない。

※純資産＝基本金＋繰越収支差額

企業会計 : 「資産－負債＝純資産」で純資産を資本という。

※資本・・・主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額で利益剰余金等からなる。